平成２３年（フ）第３１５６号
札幌市豊平区中の島１条４丁目５番９号　マンション花園１Ｆ左
債務者　相馬　澄恵
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８１号
札幌市豊平区豊平２条２丁目３番１―702号
債務者　吉田　好男
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１号
群馬県高崎市箕郷町生原617番地４
債務者　小金澤利幸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９５号
群馬県多野郡神流町大字柏木乙297番地
債務者　新井　　晃
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８２１号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘３丁目１番15号　中村荘101
債務者　今井　光章
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３５号
埼玉県狭山市新狭山３丁目９番地の19　石井ハイツ302
債務者　香月　治伸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０８号
千葉県山武市蓮沼イの235番地６
債務者　崎原　　望（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２３号
相模原市中央区横山台１丁目38番15号　ハイツ横山台ヒル210号室
債務者　堀田　正治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２５号
相模原市緑区与瀬1684番地　サンライズ202
債務者　河野　君雄
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２６号
相模原市緑区若柳755番地
債務者　河野　園羽
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３８号
相模原市中央区清新５丁目13番14号　アカデミア清新寮305号室
債務者　杉谷　允義
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３９号
神奈川県座間市入谷２丁目146番地の３
債務者　岡　　康博
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５５号
神奈川県座間市座間２丁目2426番地　鳩川ハイツ３号棟203号
債務者　有馬　千鶴
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６４号
相模原市中央区横山２丁目８番13号　セジュール横山408号
債務者　大浦　安信
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７０号
相模原市中央区すすきの町16番28―307号
債務者　橘　　哲人
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８６号
新潟県三条市須頃３丁目120番地　エルディム田巻Ａ―204号、前住所新潟県三条市三竹３丁目２番41―３号
債務者　吉田　丈久
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９４号
三重県松阪市久保町1556番地３　フェリーチェ101号
債務者　中村　園美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
津地方裁判所松阪支部